

ロシアのウクライナ軍事侵攻を強く非難する決議

本年 2 月のロシアによるウクライナへの侵攻は、平和を希求する国際社会の長年の努力を無にし、国際秩序の根幹を揺るがす行為であり、ひいては我が国を含む世界の平和と安全を脅かすものである。このような武力による一方的な現状変更の試みは、明白な国際法・国連憲章違反であり断じて看過できない。さらにプーチン大統領の核の使用を示唆するような発言に対しても、厳しく非難するものである。

よって本市議会は世界の恒久平和実現に向け、ロシアのウクライナ軍事侵攻に対して厳重に非難する。国際秩序を維持するとともに、経済活動を含めた我が国の安全を保障するため、直ちに軍事侵攻を中止し、事態の打開に努めるよう強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

令和 4 年 3 月 1 5 日

諏訪市議会